議案第80号～第86号

令和８年１１月２４日

令和８年１２月定例議会議案

鈴　　鹿　　市

議　案　目　次

議案第 80 号　鈴鹿市印鑑条例の一部改正について……　1

議案第 81 号　鈴鹿市職員給与条例等の一部改正について……　7

議案第 82 号　鈴鹿市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について……　49

議案第 83 号　工事請負契約の締結について……　53

議案第 84 号　工事請負契約の変更について……　55

議案第 85 号　工事請負契約の変更について……　57

議案第 86 号　財産の取得について……　59

議案第８０号

鈴鹿市印鑑条例の一部改正について

鈴鹿市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年１１月２４日提出

鈴鹿市長　末　松　則　子

鈴鹿市印鑑条例の一部を改正する条例

（　別　紙　）

提案理由

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律を踏まえ、印鑑登録事務に係る情報システムの標準化を実施するため、印鑑登録原票の調製に関する取扱いを改めるほか、所要の規定整備を行うについて、地方自治法第９６条第１項の規定により、この議案を提出する。

（　別　紙　）

鈴鹿市条例第　　号

鈴鹿市印鑑条例の一部を改正する条例

鈴鹿市印鑑条例（平成３年鈴鹿市条例第１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改　正　後	改　正　前
（印鑑登録） 第６条　　略 ２　前項の印鑑登録原票は、磁気ディスクをもって調製するものとする。	（印鑑登録） 第６条　　略 ２　市長は、印影と印影以外の事項とを別の印鑑登録原票に登録することができる。この場合において、印影以外の登録事項を登録した印鑑登録原票については、磁気ディスクをもって調製することができる。
（印鑑登録証の引換交付） 第８条　登録済者又はその代理人は、印鑑登録証が著しく汚損し、又は毀損したときは、印鑑登録証を添えて市長にその引換交付を申請することができる。 ２　　略	（印鑑登録証の再交付） 第８条　登録済者又はその代理人は、印鑑登録証が著しく汚損し、又は毀損したときは、印鑑登録証を添えて市長にその再交付を申請することができる。 ２　　略
（印鑑登録証の亡失届） 第９条　登録済者は、印鑑登録証を亡失したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。ただし、登録済者が病気その他やむを得ない理由により自ら届け出ることができないときは、委任の旨を証する	（印鑑登録の廃止申請） 第９条　登録済者は、印鑑登録を廃止しようとするときは、印鑑登録証を自ら持参し、市長に申請しなければならない。ただし、登録済者が病気その他やむを得ない理由により自ら持参して申請できないときは、代

書面を添えて、代理人によりこれを行うことができる。	理人によりこれを行うことができる。
	2　前項本文の場合において、亡失により印鑑登録証を持参することができないときは、その旨を記載して申請しなければならない。
	3　第１項ただし書の場合において、亡失により印鑑登録証を持参することができないときは、委任の旨を証する書面を添えなければならない。
	4　市長は、前２項の場合にあっては、当該申請があった旨を登録済者に対して通知するものとする。
	5　市長は、第２項の場合において、第４条第４項各号に掲げるものにより本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認することができるときは、前項の規定による通知を省略することができる。
	6　登録済者は、第４項の通知に関して異議があるときは、規則で定める期限内に市長にこれを申し出ることができる。
	7　登録済者から前項の申出がなかったときは、当該申請が本人の意思に基づくものであることが確認されたものとみなす。
（印鑑登録の廃止申請） 第10条　登録済者又はその代理人は、印鑑登録を廃止しようとするときは、印鑑登録証を添えて市長に申請しなければならない。	第10条
2　登録済者は、登録を受けている印鑑を亡	登録済者は、印鑑登録証又は登録を受け

失したときは、直ちに前項の規定による申請をしなければならない。	た印鑑を亡失したときは、直ちに市長に前条の規定による印鑑登録の廃止の申請をしなければならない。
（印鑑登録の抹消）	（印鑑登録の消除）
第12条　市長は、次の各号のいずれかに該当したときは、印鑑登録を抹消するものとする。	第12条　市長は、次の各号のいずれかに該当したときは、印鑑登録を消除するものとする。
（１）　第９条の規定による届出があったとき。	（１）　印鑑登録の廃止の申請について登録済者の意思を確認したとき。
（２）　第10条の規定による申請があったとき。	
（３）　氏名、氏（氏に変更があった者にあっては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）又は名（外国人住民にあっては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。）の変更により登録されている印鑑が第５条第２項第１号に該当することとなったとき。	（２）　登録されている印影を変更する必要のない場合を除き、氏名、氏（氏に変更があった者にあっては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）又は名（外国人住民にあっては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。）に変更を生じたとき。
（４）～（６）　略	（３）～（５）　略
（７）　前各号に掲げるもののほか、印鑑登録を抹消すべき事由が生じたことを知ったとき。	（６）　前各号に掲げるもののほか、印鑑登録を消除すべき事由が生じたことを知ったとき。
２　市長は、前項第４号から第６号までに規定する場合を除くほか、印鑑登録を抹消したときは、必要と認めるものについて印鑑登録を抹消した旨を通知するものとする。	２　市長は、前項第３号から第５号までに規定する場合を除くほか、印鑑登録を消除したときは、必要と認めるものについて印鑑登録を消除した旨を通知するものとする。
（印鑑登録証明書の交付）	（印鑑登録証明書の交付）
第13条　略	第13条　略
２　市長は、前項の規定による申請があったときは、印鑑登録証及び印鑑登録原票の登	２　市長は、前項の申請があったときは、当該申請者に対して印鑑登録原票の謄本（規

録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認して印鑑登録証明書を交付するものとする。	則で定める方法により印鑑登録原票に登録されている印影等を電子計算機から出力して作成するものを含む。）による印鑑登録証明書を交付するものとする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年１月４日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第９条及び第１０条の規定は、この条例の施行の日以後にされる届出及び申請について適用し、同日前にされた届出及び申請については、なお従前の例による。

議案第８１号

鈴鹿市職員給与条例等の一部改正について

鈴鹿市職員給与条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年１１月２４日提出

鈴鹿市長　末　松　則　子

鈴鹿市職員給与条例等の一部を改正する条例

（　別　紙　）

提案理由

職員の給与を改定するについて、地方自治法第９６条第１項の規定により、この議案を提出する。

（ 別 紙 ）

鈴鹿市条例第　　号

鈴鹿市職員給与条例等の一部を改正する条例

（鈴鹿市職員給与条例の一部改正）

第１条　鈴鹿市職員給与条例（昭和２４年鈴鹿市条例第５７号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改　正　後	改　正　前
目次 第１章～第６章　　略 第６章の２　特殊勤務手当（第41条の２―第41条の19） 第７章　　略 附則 （教職調整額）	目次 第１章～第６章　　略 第６章の２　特殊勤務手当（第41条の２―第41条の18） 第７章　　略 附則
第７条の４　第３条第１項第２号に掲げる教育職給料表の適用を受ける職員のうち、その属する職務の級が１級である者には、その者の給料月額の100分の10に相当する額の範囲内で別に定める教職調整額を支給する。	第７条の４　第３条第１項第２号に掲げる教育職給料表の適用を受ける職員のうち、その属する職務の級が１級である者には、その者の給料月額の100分の４に相当する額の範囲内で別に定める教職調整額を支給する。
２・３　　略	２・３　　略
（特殊勤務手当の種類） 第41条の３　特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。	（特殊勤務手当の種類） 第41条の３　特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

（１）～(13)　　略	（１）～(13)　　略
(14)　緊急消防援助隊出動手当	
(15)　　略	(14)　　略
（災害出動手当）	
第41条の16　災害出動手当は、職員が災害業務に従事したとき、１日につき2,880円以内の額を支給する。	第41条の16　災害出動手当は、職員が災害業務に従事したとき、１日につき2,160円以内の額を支給する。
（緊急消防援助隊出動手当）	
第41条の17　緊急消防援助隊出動手当は、消防職員が消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第１項に規定する緊急消防援助隊として出動し、同法第44条第１項に規定する消防の応援等の業務に従事したとき、１日につき2,880円以内の額を支給する。	
第41条の18・第41条の19　　略	第41条の17・第41条の18　　略
（期末手当）	（期末手当）
第42条　　略	第42条　　略
２　期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の128.75（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が７級以上であるもの並びに同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第42条の４第２項において「特定管理職員」という。）にあつては、100分の108.75）を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	２　期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が７級以上であるもの並びに同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第42条の４第２項において「特定管理職員」という。）にあつては、100分の106.25）を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（1）～（4）　略	（1）～（4）　略
3　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の128.75」とあるのは「100分の73.75」と、「100分の108.75」とあるのは「100分の63.75」とする。	3　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」とする。
4～6　略	4～6　略
（勤勉手当）	（勤勉手当）
第42条の4　略	第42条の4　略
2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。	2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
（1）　前項の職員のうち次号に掲げる職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の108.75（特定管理職員にあつては、100分の128.75）を乗じて得た額の総額	（1）　前項の職員のうち次号に掲げる職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25（特定管理職員にあつては、100分の126.25）を乗じて得た額の総額
（2）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の53.75（特定管理職員にあつては、100分の	（2）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25（特定管理職員にあつては、100分の

63.75）を乗じて得た額の総額 ３～５　　略	61.25）を乗じて得た額の総額 ３～５　　略

改　正　後

別表第１（第３条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	205,300	251,500	286,200	320,700	344,400	379,500	434,300	486,700
	2	206,400	252,800	287,200	322,200	346,200	381,200	436,200	492,000
	3	207,600	254,200	288,200	323,600	348,000	382,800	438,100	496,900
	4	208,700	255,600	289,200	325,000	349,800	384,400	439,900	501,500
	5	209,800	257,000	290,200	326,400	351,500	386,000	441,800	505,500
	6	211,500	258,400	291,200	327,600	353,300	387,800	443,600	508,900
	7	213,100	259,800	292,200	328,700	355,100	389,300	445,400	511,800
	8	214,700	261,200	293,200	329,900	356,700	390,900	447,200	514,300
	9	216,200	262,600	294,200	331,200	358,300	392,200	448,800	516,300
	10	217,900	263,800	295,300	332,800	360,000	393,800	450,300	
	11	219,500	265,100	296,300	334,500	361,700	395,400	451,800	
	12	221,100	266,400	297,300	336,100	363,400	396,900	453,300	
	13	222,600	267,600	298,300	337,600	364,900	398,800	454,800	
	14	224,300	268,800	299,600	339,200	366,500	400,700	456,100	
	15	226,000	270,100	300,900	340,900	368,100	402,600	457,400	
	16	227,700	271,300	302,100	342,500	369,600	404,400	458,600	
	17	228,900	272,400	303,400	344,000	370,900	405,900	459,800	
	18	230,500	273,500	304,700	345,700	372,600	407,700	461,100	
	19	232,100	274,600	306,000	347,400	374,200	409,400	462,400	

改　正　前

別表第１（第３条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	

20	233,600	275,700	307,200	349,000	375,800	411,000	463,600	
21	235,100	276,600	308,300	350,400	376,900	412,700	464,800	
22	236,700	277,600	309,500	352,100	378,400	414,100	465,600	
23	238,300	278,600	310,800	353,800	379,900	415,500	466,400	
24	239,900	279,600	312,100	355,400	381,400	416,900	467,200	
25	241,500	280,600	313,400	356,600	383,100	418,300	467,800	
26	243,200	281,500	314,500	358,500	384,900	419,500	468,400	
27	244,500	282,300	315,500	360,200	386,500	420,700	469,000	
28	245,800	283,200	316,500	361,800	388,200	421,700	469,600	
29	247,100	284,000	317,700	363,300	389,600	422,800	470,300	
30	248,200	284,800	318,900	364,900	390,900	424,000	471,100	
31	249,300	285,700	320,100	366,500	392,100	425,100	471,500	
32	250,400	286,400	321,300	368,100	393,500	426,200	472,200	
33	251,500	287,200	322,500	369,800	394,600	426,900	472,700	
34	252,400	288,000	323,800	371,600	395,500	427,600	473,100	
35	253,300	288,800	325,200	373,400	396,500	428,200	473,500	
36	254,300	289,400	326,500	375,200	397,500	428,900	473,900	
37	255,300	290,100	327,800	376,700	398,300	429,500	474,300	
38	256,200	290,900	329,100	378,100	399,200	430,100	474,600	
39	257,100	291,600	330,400	379,500	400,100	430,600	474,900	
40	257,900	292,300	331,700	380,900	400,900	431,000	475,200	
41	258,700	293,000	333,100	382,400	401,700	431,400	475,500	
42	259,300	293,800	334,300	383,200	402,500	431,600	475,800	
43	259,900	294,500	335,500	384,100	403,300	431,900	476,100	
44	260,500	295,200	336,600	385,100	404,000	432,200	476,400	
45	261,100	295,900	337,500	386,000	404,700	432,500	476,700	
46	261,700	296,600	338,700	387,100	405,400	432,800		
47	262,300	297,300	339,900	388,000	406,100	433,100		
48	262,900	297,900	341,200	389,000	406,800	433,400		

20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700	
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300	
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900	
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600	
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400	
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800	
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500	
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000	
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400	
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800	
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200	
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600	
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900	
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200	
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500	
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800	
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100	
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400	
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700	
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000	
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100		
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400		
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700		

49	263,400	298,600	342,300	389,900	407,300	433,600			
50	264,000	299,300	343,500	390,600	407,900	433,900			
51	264,600	300,000	344,700	391,300	408,500	434,100			
52	265,100	300,700	345,900	391,900	409,200	434,400			
53	265,500	301,200	347,200	392,300	409,600	434,600			
54	265,900	301,900	348,200	392,900	410,200	434,900			
55	266,200	302,500	349,300	393,500	410,800	435,200			
56	266,500	303,200	350,400	394,200	411,300	435,500			
57	266,800	303,800	351,100	394,500	411,700	435,700			
58	267,100	304,400	352,000	395,200	412,300	436,000			
59	267,400	305,000	352,700	395,900	412,900	436,300			
60	267,700	305,800	353,500	396,500	413,400	436,500			
61	268,000	306,400	354,300	396,800	413,800	436,700			
62	268,300	306,900	354,700	397,300	414,300	437,000			
63	268,600	307,400	355,200	397,900	414,800	437,300			
64	268,900	307,800	355,900	398,500	415,400	437,500			
65	269,200	308,300	356,700	398,800	415,700	437,700			
66	269,500	308,800	357,400	399,400	416,100	438,000			
67	269,800	309,200	358,100	400,100	416,400	438,300			
68	270,100	309,700	358,700	400,700	416,800	438,500			
69	270,400	310,100	359,200	401,100	417,100	438,700			
70	270,700	310,600	359,800	401,600	417,400	439,000			
71	271,000	311,000	360,300	402,200	417,700	439,300			
72	271,300	311,500	360,900	402,700	417,900	439,500			
73	271,600	311,900	361,200	403,200	418,100	439,700			
74	271,900	312,300	361,700	403,800	418,400				
75	272,200	312,600	362,000	404,200	418,700				
76	272,500	312,900	362,400	404,500	418,900				
77	272,800	313,100	362,800	404,900	419,100				

49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900			
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200			
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400			
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700			
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900			
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200			
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500			
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800			
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000			
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300			
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600			
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800			
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000			
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300			
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600			
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800			
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000			
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300			
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600			
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800			
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000			
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300			
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600			
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800			
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000			
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300				
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600				
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800				
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000				

78	273, 100	313, 400	363, 300	405, 400	419, 400			
79	273, 400	313, 600	363, 800	405, 800	419, 700			
80	273, 700	313, 900	364, 300	406, 200	419, 900			
81	274, 000	314, 100	364, 600	406, 600	420, 100			
82	274, 300	314, 300	365, 000	407, 100	420, 400			
83	274, 600	314, 600	365, 400	407, 500	420, 700			
84	274, 900	314, 800	365, 800	407, 900	420, 900			
85	275, 200	315, 100	366, 100	408, 200	421, 100			
86	275, 500	315, 300	366, 500					
87	275, 800	315, 600	366, 900					
88	276, 100	315, 900	367, 300					
89	276, 400	316, 200	367, 500					
90	276, 700	316, 500	367, 900					
91	277, 000	316, 800	368, 300					
92	277, 300	317, 100	368, 700					
93	277, 600	317, 300	368, 900					
94		317, 500	369, 200					
95		317, 800	369, 600					
96		318, 200	369, 900					
97		318, 400	370, 200					
98		318, 700	370, 600					
99		319, 000	371, 000					
100		319, 400	371, 400					
101		319, 600	371, 900					
102		319, 900	372, 300					
103		320, 200	372, 700					
104		320, 500	373, 100					
105		320, 700	373, 600					
106		321, 000	374, 000					

78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300			
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600			
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800			
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000			
82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300			
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600			
84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800			
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000			
86	266, 200	305, 800	355, 700					
87	266, 500	306, 100	356, 100					
88	266, 800	306, 400	356, 500					
89	267, 100	306, 700	356, 700					
90	267, 400	307, 000	357, 100					
91	267, 700	307, 300	357, 500					
92	268, 000	307, 600	357, 900					
93	268, 300	307, 800	358, 100					
94		308, 000	358, 400					
95		308, 300	358, 800					
96		308, 700	359, 100					
97		308, 900	359, 400					
98		309, 200	359, 800					
99		309, 500	360, 200					
100		309, 900	360, 600					
101		310, 100	361, 100					
102		310, 400	361, 500					
103		310, 700	361, 900					
104		311, 000	362, 300					
105		311, 200	362, 800					
106		311, 500	363, 200					

	107		321,300	374,300					
	108		321,600	374,600					
	109		321,800	375,000					
	110		322,100						
	111		322,500						
	112		322,800						
	113		323,000						
	114		323,200						
	115		323,500						
	116		323,900						
	117		324,100						
	118		324,300						
	119		324,600						
	120		324,900						
	121		325,200						
	122		325,400						
	123		325,700						
	124		326,000						
	125		326,300						
定年前再任用短時間勤		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額

	107		311,800	363,500					
	108		312,100	363,800					
	109		312,300	364,200					
	110		312,600						
	111		313,000						
	112		313,300						
	113		313,500						
	114		313,700						
	115		314,000						
	116		314,400						
	117		314,600						
	118		314,800						
	119		315,100						
	120		315,400						
	121		315,700						
	122		315,900						
	123		316,200						
	124		316,500						
	125		316,800						
定年前再任用短時間勤		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額

務 職 員		218,800	247,600	292,400	314,800	331,600	359,500	405,400	442,400

備考　　略

別表第２（第３条関係）

教育職給料表

職員の区分	職務の級	１級	特１級	２級	３級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用		円	円	円	円
短時間勤務職	1	246,800	346,400	376,800	464,100
員以外の職員	2	249,200	348,300	378,300	465,400
	3	251,600	350,200	379,900	466,600
	4	254,100	352,000	381,400	467,900
	5	256,600	353,700	382,800	469,000
	6	259,000	355,600	384,200	470,100
	7	261,400	357,500	385,500	471,300
	8	263,900	359,300	386,900	472,600
	9	266,300	361,200	388,400	473,900
	10	267,900	363,200	389,700	475,100
	11	269,500	365,100	391,100	476,200
	12	271,100	366,900	392,400	477,300
	13	272,700	368,700	393,800	478,500
	14	274,100	370,400	395,100	479,300
	15	275,500	372,000	396,300	480,100
	16	276,900	373,600	397,500	481,000
	17	278,300	375,200	398,500	481,900
	18	279,500	376,600	399,800	482,300
	19	280,700	377,900	401,100	482,800
	20	281,900	379,100	402,200	483,300

務 職 員		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200

備考　　略

別表第２（第３条関係）

教育職給料表

職員の区分	職務の級	１級	特１級	２級	３級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用		円	円	円	円
短時間勤務職	1	236,300	334,800	364,200	450,400
員以外の職員	2	238,700	336,600	365,700	451,700
	3	241,100	338,400	367,200	452,900
	4	243,600	340,100	368,600	454,200
	5	246,000	341,700	370,000	455,300
	6	248,400	343,600	371,300	456,400
	7	250,800	345,500	372,600	457,600
	8	253,300	347,300	374,000	458,800
	9	255,700	349,100	375,400	460,100
	10	257,300	351,100	376,700	461,300
	11	258,900	352,900	378,000	462,400
	12	260,500	354,600	379,200	463,500
	13	262,100	356,300	380,400	464,700
	14	263,500	358,000	381,700	465,500
	15	264,900	359,500	382,900	466,300
	16	266,300	361,100	384,100	467,200
	17	267,700	362,700	385,100	468,100
	18	268,900	364,000	386,300	468,500
	19	270,100	365,200	387,500	469,000
	20	271,300	366,300	388,600	469,500

21	283,200	380,500	403,200	483,800	
22	284,300	381,900	404,400	484,200	
23	285,400	383,300	405,600	484,700	
24	286,600	384,600	406,700	485,200	
25	287,900	385,900	407,700	485,700	
26	289,600	387,400	408,800	486,100	
27	291,300	388,800	409,900	486,600	
28	293,000	390,100	411,000	487,100	
29	294,700	391,300	412,100	487,600	
30	296,700	392,700	413,300		
31	298,900	394,000	414,400		
32	301,200	395,300	415,500		
33	303,400	396,600	416,500		
34	305,600	397,700	417,600		
35	307,900	398,800	418,800		
36	310,100	400,000	420,000		
37	312,200	401,200	421,100		
38	314,100	402,300	422,400		
39	316,000	403,500	423,500		
40	317,800	404,600	424,600		
41	319,700	405,700	425,700		
42	321,600	406,800	427,000		
43	323,400	408,000	428,000		
44	325,100	409,100	429,100		
45	326,800	410,200	430,300		
46	328,600	411,400	431,500		
47	330,300	412,600	432,700		
48	332,000	413,700	433,900		
49	333,700	414,600	435,000		

21	272,600	367,600	389,600	470,000
22	273,700	369,000	390,800	470,400
23	274,800	370,400	392,000	470,900
24	276,000	371,700	393,100	471,400
25	277,300	372,900	394,100	471,900
26	279,000	374,300	395,300	472,300
27	280,700	375,600	396,400	472,800
28	282,400	376,900	397,500	473,300
29	284,100	378,100	398,600	473,800
30	286,100	379,500	399,800	
31	288,300	380,800	401,000	
32	290,500	382,100	402,100	
33	292,700	383,400	403,100	
34	294,900	384,600	404,200	
35	297,100	385,700	405,400	
36	299,200	386,900	406,600	
37	301,200	388,100	407,800	
38	303,100	389,300	409,100	
39	305,000	390,500	410,200	
40	306,800	391,600	411,400	
41	308,600	392,700	412,500	
42	310,500	393,900	413,800	
43	312,300	395,100	414,800	
44	314,000	396,200	415,900	
45	315,700	397,300	417,100	
46	317,500	398,600	418,300	
47	319,200	399,800	419,500	
48	320,800	400,900	420,700	
49	322,400	401,800	421,800	

50	335,500	415,800	436,000	
51	337,300	416,800	437,300	
52	339,000	417,900	438,500	
53	340,400	418,700	439,700	
54	342,300	419,800	440,800	
55	344,100	420,800	441,900	
56	345,800	421,800	443,000	
57	347,600	422,900	444,000	
58	349,500	423,900	445,200	
59	351,200	425,000	446,400	
60	353,000	426,100	447,600	
61	354,800	427,100	448,200	
62	356,600	428,200	449,000	
63	358,300	429,300	449,700	
64	360,000	430,300	450,200	
65	361,700	431,200	450,500	
66	363,100	432,100	450,800	
67	364,500	433,100	451,200	
68	366,000	434,100	451,600	
69	367,600	434,900	451,900	
70	369,100	435,700	452,300	
71	370,600	436,400	452,600	
72	372,100	437,200	452,900	
73	373,500	437,900	453,200	
74	375,100	438,500	453,500	
75	376,600	439,200	453,800	
76	378,000	439,900	454,100	
77	379,400	440,500	454,300	
78	380,900	441,200	454,600	

50	324,100	403,000	422,800	
51	325,900	404,000	424,100	
52	327,600	405,100	425,300	
53	328,900	405,900	426,500	
54	330,800	407,000	427,600	
55	332,600	408,000	428,700	
56	334,300	409,000	429,800	
57	335,900	410,100	430,800	
58	337,800	411,100	432,000	
59	339,500	412,200	433,200	
60	341,200	413,300	434,400	
61	342,900	414,300	435,000	
62	344,600	415,400	435,800	
63	346,300	416,500	436,500	
64	348,000	417,500	437,000	
65	349,700	418,400	437,300	
66	351,000	419,300	437,600	
67	352,300	420,300	438,000	
68	353,600	421,300	438,400	
69	355,100	422,100	438,700	
70	356,600	422,900	439,100	
71	358,100	423,600	439,400	
72	359,600	424,400	439,700	
73	360,900	425,100	440,000	
74	362,400	425,700	440,300	
75	363,900	426,400	440,600	
76	365,300	427,100	440,900	
77	366,700	427,700	441,100	
78	368,200	428,400	441,400	

79	382,400	441,700	454,900	
80	384,000	442,300	455,100	
81	385,300	442,700	455,300	
82	386,600	443,100	455,600	
83	387,900	443,400	455,900	
84	389,100	443,600	456,100	
85	390,200	443,800	456,300	
86	391,400	444,100	456,600	
87	392,400	444,400	456,900	
88	393,500	444,600	457,100	
89	394,500	444,800	457,300	
90	395,600	445,100		
91	396,700	445,400		
92	397,700	445,600		
93	398,800	445,800		
94	399,900	446,100		
95	400,900	446,400		
96	402,000	446,600		
97	403,000	446,800		
98	404,000	447,100		
99	404,900	447,400		
100	405,800	447,600		
101	406,600	447,800		
102	407,600	448,100		
103	408,400	448,400		
104	409,300	448,600		
105	410,100	448,800		
106	411,000			
107	411,900			

79	369,700	428,900	441,700		
80	371,200	429,500	441,900		
81	372,500	429,900	442,100		
82	373,800	430,300	442,400		
83	375,100	430,600	442,700		
84	376,300	430,800	442,900		
85	377,500	431,000	443,100		
86	378,700	431,300	443,400		
87	379,800	431,600	443,700		
88	380,900	431,800	443,900		
89	381,900	432,000	444,100		
90	383,000	432,300			
91	384,100	432,600			
92	385,200	432,800			
93	386,300	433,000			
94	387,400	433,300			
95	388,400	433,600			
96	389,500	433,800			
97	390,500	434,000			
98	391,500	434,300			
99	392,400	434,600			
100	393,300	434,800			
101	394,100	435,000			
102	395,100	435,300			
103	395,900	435,600			
104	396,800	435,800			
105	397,600	436,000			
106	398,500				
107	399,400				

108	412, 800			
109	413, 600			
110	414, 600			
111	415, 500			
112	416, 400			
113	417, 000			
114	417, 900			
115	418, 800			
116	419, 700			
117	420, 500			
118	421, 200			
119	422, 000			
120	422, 800			
121	423, 400			
122	424, 100			
123	424, 800			
124	425, 400			
125	426, 000			
126	426, 700			
127	427, 200			
128	427, 800			
129	428, 400			
130	429, 000			
131	429, 500			
132	430, 000			
133	430, 300			
134	430, 600			
135	430, 800			
136	431, 100			

108	400, 300			
109	401, 100			
110	402, 100			
111	403, 000			
112	403, 900			
113	404, 500			
114	405, 400			
115	406, 300			
116	407, 200			
117	408, 000			
118	408, 700			
119	409, 500			
120	410, 300			
121	410, 900			
122	411, 600			
123	412, 300			
124	412, 900			
125	413, 500			
126	414, 200			
127	414, 700			
128	415, 300			
129	415, 900			
130	416, 500			
131	417, 000			
132	417, 500			
133	417, 800			
134	418, 100			
135	418, 300			
136	418, 600			

	137	431,400			
	138	431,700			
	139	432,000			
	140	432,300			
	141	432,600			
	142	432,900			
	143	433,200			
	144	433,500			
	145	433,700			
	146	434,000			
	147	434,300			
	148	434,500			
	149	434,700			
	150	435,000			
	151	435,300			
	152	435,500			
	153	435,700			
	154	436,000			
	155	436,300			
	156	436,500			
	157	436,700			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 312,300	基準給料月額 343,200	基準給料月額 372,300	基準給料月額 462,600

備考

1　略

2　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が２級である職員の給料月額は、この表の額に11,500円（規則で定める職員にあつては、この表の２級の給料月額とこれに対応する特１級の給料月額に100分の105を乗じて得た額との差額を

	137	418,900			
	138	419,200			
	139	419,500			
	140	419,800			
	141	420,100			
	142	420,400			
	143	420,700			
	144	421,000			
	145	421,200			
	146	421,500			
	147	421,800			
	148	422,000			
	149	422,200			
	150	422,500			
	151	422,800			
	152	423,000			
	153	423,200			
	154	423,500			
	155	423,800			
	156	424,000			
	157	424,200			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 288,100	基準給料月額 316,600	基準給料月額 343,900	基準給料月額 427,900

備考

1　略

2　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が２級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円（規則で定める職員にあつては、この表の２級の給料月額とこれに対応する特１級の給料月額に100分の104を乗じて得た額との差額を基

基準として規則で定める額）を、３級である職員の給料月額は、この表の額に4,000円（規則で定める職員にあつては、この表の３級の給料月額とこれに対応する特１級の給料月額に100分の105を乗じて得た額との差額を基準として規則で定める額）をそれぞれ加算した額とする。

準として規則で定める額）をそれぞれ加算した額とする。

第２条　鈴鹿市職員給与条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改　正　後	改　正　前
（期末手当） 第42条　　略 ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が７級以上であるもの並びに同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第42条の４第２項において「特定管理職員」という。）にあつては、100分の107.5）を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４）　　略 ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とする。 ４～６　　略 （勤勉手当） 第42条の４　　略 ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任	（期末手当） 第42条　　略 ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の128.75（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が７級以上であるもの並びに同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第42条の４第２項において「特定管理職員」という。）にあつては、100分の108.75）を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４）　　略 ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の128.75」とあるのは「100分の73.75」と、「100分の108.75」とあるのは「100分の63.75」とする。 ４～６　　略 （勤勉手当） 第42条の４　　略 ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任

命権者が規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （１）　前項の職員のうち次号に掲げる職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5（特定管理職員にあつては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額 （２）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の52.5（特定管理職員にあつては、100分の62.5）を乗じて得た額の総額 ３～５　　略	命権者が規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （１）　前項の職員のうち次号に掲げる職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の108.75（特定管理職員にあつては、100分の128.75）を乗じて得た額の総額 （２）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の53.75（特定管理職員にあつては、100分の63.75）を乗じて得た額の総額 ３～５　　略

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第３条　一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成１６年鈴鹿市条例第２９号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改　正　後	改　正　前
（特定任期付職員についての給与の特例）	（特定任期付職員についての給与の特例）

第４条　第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。	第４条　第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。
<table><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr><tr><td></td><td>円</td></tr><tr><td>1</td><td>419,000</td></tr><tr><td>2</td><td>470,000</td></tr><tr><td>3</td><td>525,000</td></tr><tr><td>4</td><td>593,000</td></tr></table>	<table><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr><tr><td></td><td>円</td></tr><tr><td>1</td><td>405,000</td></tr><tr><td>2</td><td>455,000</td></tr><tr><td>3</td><td>508,000</td></tr><tr><td>4</td><td>574,000</td></tr></table>
２～４　　略	２～４　　略
（特定任期付職員についての給与に関する条例の適用除外等）	（特定任期付職員についての給与に関する条例の適用除外等）
第５条　　略	第５条　　略
２　特定任期付職員に対する給与条例第40条の２第１項、第42条第２項の規定及び第42条の４第２項第１号の規定の適用については、給与条例第40条の２第１項中「管理職員が」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年鈴鹿市条例第29号）第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、給与条例第42条第２項中「100分の128.75」とあるのは「100分の98.75」と、給与条例第42条の４第２項第１号中「100分の108.75」とあるのは「100分の91.25」とする。	２　特定任期付職員に対する給与条例第40条の２第１項、第42条第２項の規定及び第42条の４第２項第１号の規定の適用については、給与条例第40条の２第１項中「管理職員が」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年鈴鹿市条例第29号）第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、給与条例第42条第２項中「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」と、給与条例第42条の４第２項第１号中「100分の106.25」とあるのは「100分の88.75」とする。
３　　略	３　　略

第４条　一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すよう

に改める。

改　正　後	改　正　前
（特定任期付職員についての給与に関する条例の適用除外等） 第５条　　略 ２　特定任期付職員に対する給与条例第40条の２第１項、第42条第２項の規定及び第42条の４第２項第１号の規定の適用については、給与条例第40条の２第１項中「管理職員が」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年鈴鹿市条例第29号）第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、給与条例第42条第２項中「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と、給与条例第42条の４第２項第１号中「100分の107.5」とあるのは「100分の90.0」とする。 ３　　略	（特定任期付職員についての給与に関する条例の適用除外等） 第５条　　略 ２　特定任期付職員に対する給与条例第40条の２第１項、第42条第２項の規定及び第42条の４第２項第１号の規定の適用については、給与条例第40条の２第１項中「管理職員が」とあるのは「一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年鈴鹿市条例第29号）第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員が」と、給与条例第42条第２項中「100分の128.75」とあるのは「100分の98.75」と、給与条例第42条の４第２項第１号中「100分の108.75」とあるのは「100分の91.25」とする。 ３　　略

（鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第５条　鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年鈴鹿市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改　正　後	改　正　前
（フルタイム会計年度任用職員の期末手当） 第15条　給与条例第42条から第42条の３までの規定は、任期の定めが６月以上のフルタイム会計年度任用職員の期末手当について	（フルタイム会計年度任用職員の期末手当） 第15条　給与条例第42条から第42条の３までの規定は、任期の定めが６月以上のフルタイム会計年度任用職員の期末手当について

準用する。この場合において、給与条例第42条第２項中「100分の128.75」とあるのは「100分の128.75以下の割合で任命権者が規則等で定める割合」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。	準用する。この場合において、給与条例第42条第２項中「100分の126.25」とあるのは「100分の126.25以下の割合で任命権者が規則等で定める割合」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。
２・３　略	２・３　略
（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）	（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）
第15条の２　給与条例第42条の４の規定は、任期の定めが６月以上のフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合において、同条第２項第１号中「100分の108.75」とあるのは「100分の108.75以下の割合で任命権者が規則等で定める割合」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。	第15条の２　給与条例第42条の４の規定は、任期の定めが６月以上のフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合において、同条第２項第１号中「100分の106.25」とあるのは「100分の106.25以下の割合で任命権者が規則等で定める割合」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。
２　略	２　略
（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）	（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）
第25条　給与条例第42条から第42条の３までの規定は、任期の定めが６月以上のパートタイム会計年度任用職員（１週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として任命権者が規則等で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第42条第２項中「100分の128.75」とあるのは「100分の73.75以下の割合で任命権者が規則等で定める割合」と、同条第４項中「それぞれそ	第25条　給与条例第42条から第42条の３までの規定は、任期の定めが６月以上のパートタイム会計年度任用職員（１週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として任命権者が規則等で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第42条第２項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25以下の割合で任命権者が規則等で定める割合」と、同条第４項中「それぞれそ

の基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前６か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して任命権者が規則等で定める額を除く。）の１月当たりの平均額」と読み替えるものとする。	の基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前６か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して任命権者が規則等で定める額を除く。）の１月当たりの平均額」と読み替えるものとする。
２・３　　略	２・３　　略
（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）	（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）
第25条の２　給与条例第42条の４の規定は、任期の定めが６月以上のパートタイム会計年度任用職員（１週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として任命権者が規則等で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、同条第２項第１号中「当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の108.75（特定管理職にあつては、100分の128.75）を乗じて得た額の総額」とあ	第25条の２　給与条例第42条の４の規定は、任期の定めが６月以上のパートタイム会計年度任用職員（１週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として任命権者が規則等で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、同条第２項第１号中「当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25（特定管理職にあつては、100分の126.25）を乗じて得た額の総額」とあ

るのは「100分の53.75以下の割合で任命権者が規則等で定める割合を乗じて得た額」と、同条第３項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前６か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して任命権者が規則等で定める額を除く。）の１月当たりの平均額」と読み替えるものとする。	るのは「100分の51.25以下の割合で任命権者が規則等で定める割合を乗じて得た額」と、同条第３項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前６か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して任命権者が規則等で定める額を除く。）の１月当たりの平均額」と読み替えるものとする。
２　　略	２　　略

第６条　鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改　正　後	改　正　前
（フルタイム会計年度任用職員の期末手当） 第15条　給与条例第42条から第42条の３までの規定は、任期の定めが６月以上のフルタイム会計年度任用職員の期末手当について準用する。この場合において、給与条例第42条第２項中「100分の127.5」とあるのは「100分の127.5以下の割合で任命権者が規則等で定める割合」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定	（フルタイム会計年度任用職員の期末手当） 第15条　給与条例第42条から第42条の３までの規定は、任期の定めが６月以上のフルタイム会計年度任用職員の期末手当について準用する。この場合において、給与条例第42条第２項中「100分の128.75」とあるのは「100分の128.75以下の割合で任命権者が規則等で定める割合」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則

める。	で定める。
２・３　　略	２・３　　略
（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）	（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）
第15条の２　給与条例第42条の４の規定は、任期の定めが６月以上のフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合において、同条第２項第１号中「100分の107.5」とあるのは「100分の107.5以下の割合で任命権者が規則等で定める割合」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。	第15条の２　給与条例第42条の４の規定は、任期の定めが６月以上のフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。この場合において、同条第２項第１号中「100分の108.75」とあるのは「100分の108.75以下の割合で任命権者が規則等で定める割合」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。
２　　略	２　　略
（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）	（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）
第25条　給与条例第42条から第42条の３までの規定は、任期の定めが６月以上のパートタイム会計年度任用職員（１週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として任命権者が規則等で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第42条第２項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5以下の割合で任命権者が規則等で定める割合」と、同条第４項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基	第25条　給与条例第42条から第42条の３までの規定は、任期の定めが６月以上のパートタイム会計年度任用職員（１週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として任命権者が規則等で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第42条第２項中「100分の128.75」とあるのは「100分の73.75以下の割合で任命権者が規則等で定める割合」と、同条第４項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞ

準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前６か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して任命権者が規則等で定める額を除く。）の１月当たりの平均額」と読み替えるものとする。	れその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前６か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して任命権者が規則等で定める額を除く。）の１月当たりの平均額」と読み替えるものとする。
２・３　　略	２・３　　略
（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）	（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）
第25条の２　給与条例第42条の４の規定は、任期の定めが６月以上のパートタイム会計年度任用職員（１週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として任命権者が規則等で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、同条第２項第１号中「当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の107.5（特定管理職にあつては、100分の127.5）を乗じて得た額の総額」とあるのは「100分の52.5以下の割合で任命権者が規則等で定める割合を乗じて得た額」と、同条第３項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」	第25条の２　給与条例第42条の４の規定は、任期の定めが６月以上のパートタイム会計年度任用職員（１週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として任命権者が規則等で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、同条第２項第１号中「当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の108.75（特定管理職にあつては、100分の128.75）を乗じて得た額の総額」とあるのは「100分の53.75以下の割合で任命権者が規則等で定める割合を乗じて得た額」と、同条第３項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」

とあるのは「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前６か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して任命権者が規則等で定める額を除く。）の１月当たりの平均額」と読み替えるものとする。	とあるのは「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前６か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して任命権者が規則等で定める額を除く。）の１月当たりの平均額」と読み替えるものとする。
２　　略	２　　略

附　則

（施行期日等）

第１条　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条、第４条及び第６条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

２　第１条の規定（鈴鹿市職員給与条例（以下「給与条例」という。）第４２条第２項及び第３項並びに第４２条の４第２項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定及び第３条の規定（一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下この条及び次条において「任期付職員条例」という。）第５条第２項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は、令和８年４月１日から適用する。

３　第１条の規定（給与条例第４２条第２項及び第３項並びに第４２条の４第２項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例、第３条の規定（任期付職員条例第５条第２項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例及び第５条の規定による改正後の鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、令和８年１２月１日から適用する。

（給与の内払）

第２条　第１条の規定による改正後の給与条例（以下この条及び次条において「改正後の給与条例」という。）又は第３条の規定による改正後の任期付職員条例（以下この条において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定を適用する場合には、第１条の規定による改正前の給与条例又は第３条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（令和１３年３月３１日までの間における教職調整額に関する経過措置）

第３条　次の表の左欄に掲げる期間における改正後の給与条例第７条の４第１項の規定の適用については、同項中「１００分の１０」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで	１００分の５
令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで	１００分の６
令和１０年４月１日から令和１１年３月３１日まで	１００分の７
令和１１年４月１日から令和１２年３月３１日まで	１００分の８
令和１２年４月１日から令和１３年３月３１日まで	１００分の９

（規則への委任）

第４条　前２条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第８２号

鈴鹿市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

鈴鹿市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年１１月２４日提出

鈴鹿市長　末　松　則　子

鈴鹿市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

（　別　紙　）

提案理由

三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、市が行う後期高齢者医療の事務を改めるについて、地方自治法第９６条第１項の規定により、この議案を提出する。

（　別　紙　）

鈴鹿市条例第　　号

鈴鹿市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

鈴鹿市後期高齢者医療に関する条例（平成２０年鈴鹿市条例第１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改　正　後	改　正　前
（市が行う後期高齢者医療の事務） 第２条　本市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第２条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第６条及び第７条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。 （１）～（７）　略 （８）　略	（市が行う後期高齢者医療の事務） 第２条　本市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第２条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第６条及び第７条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。 （１）～（７）　略 （８）　広域連合条例附則第７条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付 （９）　略

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第８３号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和８年１１月２４日提出

鈴鹿市長　末　松　則　子

１　工　　事　　名　　鈴鹿フラワーパーク大型複合遊具更新事業
２　工 事 場 所　　鈴鹿市加佐登町地内
３　契 約 金 額　　３３０，０００，０００円
４　契約の相手方　　岐阜県大垣市中川町四丁目１５７番地３
　　中部パークシステム株式会社
　　代表取締役　奥田　隆庸
５　工　　期　　議決の日から令和１１年３月９日まで

提案理由

鈴鹿フラワーパーク大型複合遊具更新事業について、相手方と工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第９６条第１項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条第１項の規定により、この議案を提出する。

議案第８４号

工事請負契約の変更について

次のとおり工事請負契約を変更する。

令和８年１１月２４日提出

鈴鹿市長　末　松　則　子

１　工　　事　　名　鈴鹿市クリーンセンター整備事業建設工事

２　変更後の金額　４，９７７，５７４，８００円

（変更前の金額　５，０１５，６２２，７００円）

３　主な変更理由　（１）　旧施設に係る地中杭の撤去、処分等に伴う増額

（２）　倉庫棟の建築を取りやめることに伴う減額

（３）　連絡エントランス工事の減工に伴う減額

提案理由

鈴鹿市クリーンセンター整備事業建設工事について、その請負契約を変更するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条第１項の規定により、この議案を提出する。

議案第８５号

工事請負契約の変更について

次のとおり工事請負契約を変更する。

令和８年１１月２４日提出

鈴鹿市長　末　松　則　子

１　工　　事　　名　鈴鹿市クリーンセンター整備事業解体工事

２　変更後の金額　１，９４１，２７４，５００円

（変更前の金額　１，９１５，１００，０００円）

３　主な変更理由　（１）　連絡エントランス工事の増工に伴う増額

（２）　解体工事の増工に伴う増額

（３）　擁壁の一部の施工を取りやめることに伴う減額

提案理由

鈴鹿市クリーンセンター整備事業解体工事について、その請負契約を変更するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条第１項の規定により、この議案を提出する。

議案第８６号

財産の取得について

次のとおり土地を取得する。

令和８年１１月２４日提出

鈴鹿市長　末　松　則　子

１　土地の所在地　　鈴鹿市国分町字鳶谷１７５０番　外４筆

２　土地の面積　　７，１９５．００㎡

３　取得予定価格　　８３，３４０，６５０円

４　取得の相手方　[redacted]

提案理由

財産を取得するについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、この議案を提出する。